

駿東伊豆テニス協会 会則

(名称)

第1条 本会は、駿東伊豆テニス協会と称し、略称を駿豆テニス協会とする。(昭和37年6月静岡県東部庭球協会として発足、平成11年3月静岡県三島テニス協会に改称、平成27年3月に駿東伊豆テニス協会に改称)

(組織)

第2条 本会は、駿東郡、田方郡並びに近郊各地区(三島市、伊豆市、伊豆の国市、裾野市、御殿場市)におけるテニス諸団体の統合団体として組織し、静岡県テニス協会に加盟する。

(加盟)

第3条 本会に加盟を希望する前条に該当する団体は、所定の加盟申請書を提出し、理事会の承認を経て加盟する。

第4条 第2条における地域の団体で、次の3種類とする。

加盟団体1：企業等のテニス部等並びに民間クラブ等の団体、その他本会が承認した団体。

加盟団体2：地域テニス協会等の団体並びに高等学校体育連盟に加盟する硬式テニス部、及び女子連盟等。

賛助会員：本会の目的に賛同し、本会の事業を援助しようとする個人、法人、団体等とする。

(加盟団体の権利)

第5条 総会における議決権は、加盟団体のみが有し、1団体につき1権利とする。

2 議決権は、他の加盟団体等に書面を以って委任して行使することができる。

(目的)

第6条 本会は、テニスの普及発達に尽くし、併せて、体育、品位の向上、健全なスポーツマンシップの涵養を図ることを目的とする。

(事業)

第7条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 各種テニス大会の開催
- (2) 各種研修会及び講習会等の開催
- (3) 選手、指導者の指導育成
- (4) 他地区テニス団体との連携、協調
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

(退会及び除名)

第8条 本会の加盟団体が退会しようとするときは、所定の退会届を提出し、理事会の承認を経て退会することができる。

2 本会の名誉を毀損し、又は会員としての資格を欠くと認めた団体や会員は、総会の決議を経て除名することができる。

3 加盟団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 顧問 若干名
- (4) 理事長 1名
- (5) 副理事長 若干名
- (6) 常任理事 若干名
- (7) 監事 2名
- (8) 会計 若干名
- (9) 事務局長 1名
- (10) 理事 若干名
- (11) 事務局長及び会計は、他役員と兼任することができる。

(役員を選任)

第10条 役員はすべて総会において選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

第12条 役員に欠員が生じた場合は、理事会が任命し補充することができ、その役員任期は、前任役員残任期間とする。

(役員任務)

第13条 役員任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。
- (3) 顧問は、本会の運営に関し、会長の諮問に応じ、意見を述べるができる。
- (4) 理事長は、総会及び理事会の決議に基づき、その決議を執行する。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代行する。
- (6) 常任理事は、常任理事会を構成するとともに、部門を掌握し、担当理事と調整を図り、部門事業を統括する。
- (7) 理事は、理事会を構成するとともに、部門内の担当業務の企画、立案し、執行する。
- (8) 監事は、本会の会計を監査し、会計は、会の経理事務を執行する。
- (9) 会計は、本会の経理事務にあたる。
- (10) 事務局長は、会の事務を処理する。

(費用の支給)

第14条 役員には、会議費等の費用を支給することができる。

(会議)

第15条 本会の会議は、総会、常任理事会、理事会、専門部会とする。

(総会)

第16条 総会は、本会の決議機関であって、毎年1回定時に開催する。ただし、会長が必要と認めたとき、または、理事の3分の1以上の要求があった時は、臨時で総会を招集しなければならない。

2 総会は、加盟団体の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。ただし、出席は委任をもって替えることができる。

3 総会の議長は理事長があたり、議事は、出席者の過半数の決議で定め、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長、会計、監事、各部門の長をもって組織し、総会の決議事項の執行について協議するとともに、緊急を要する事項を処理するものとする。

2 常任理事会は、必要に応じて会長が招集し、議長は理事長があたる。

(理事会)

第18条 理事会は、常任理事会に各担当理事を加えて組織するものとし、本会の目的達成のための業務の実施について協議、処理するものとする。

(部門)

第19条 本会に次の部門を設置する。

- (1) 総務企画部門
- (2) 大会行事部門
- (3) 育成強化部門

(担当)

第20条 各部門に次の担当を設置し、各担当は理事等をもって構成する。

- (1) 総務企画部門 総務担当、情報担当
- (2) 大会行事部門 大会・審判担当、駿豆リーグ担当、イベント担当
- (3) 育成強化部門 ジュニア担当、高校生担当、一般担当

(経費)

第21条 本会の経費は、年会費、補助金、寄付金、事業収入をもってあてる。

(年会費)

第22条 加盟団体1は会費を納入しなければならない。なお、一度納入された年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとする。また、会費に関する事項は、総会において決定する。

2 年会費は、1団体につき、16,000円とする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、1月1日に始まり、12月末日をもって終わる。

(事務局)

第24条 本会の事務を処理するために三島地区の加盟団体に事務局をおき、事務局長がこの業務にあたる。

(表彰)

第25条 表彰については、別に定める表彰規定による。

平成27年 3 月22日 全部改正

入会手続き規定（第3条詳細）

（手続き方法）

第1条 本会に入会しようとする時は、別に定める登録事項を記載した駿東伊豆テニス協会加盟申請書（様式第1号）を事務局に提出するものとする。

第2条 本会は、前条の規定による申請があったときは、理事会の審査を経て、入会が承認された者を加盟団体登録し、その旨を通知する。

2 承認の通知を受けた者は、年会費を納入するものとする。

3 入会が認められなかった者には、その旨を通知する。

（登録事項）

第3条 加盟団体の登録事項は、次のとおりとする。

(1) 団体名、団体の所在地等、電話番号、代表者名、連絡担当者、会員数、下部団体がある場合は、その団体名簿、所有コートの有無、種類、数。

(2) 賛助団体の登録事項は、団体名、団体の所在地等、代表者名。

（会費）

第4条 会費は、会則第23条で定める金額を年額単位で前納（総会時）するものとする。

2 中途加盟団体の会費は、その加盟した月に係わらず、年額16,000円とする。

第5条 賛助会員は、年額一口10,000円とする。

第6条 加盟団体は、登録事項に変更が生じた時は、速やかに本会に届け出なければならない。

様式第 1 号

駿東伊豆テニス協会 様

駿東伊豆テニス協会加盟申請書

団体名			
団体の所在地等	〒 電 話 ファックス メール		
団体の代表者名			
連絡担当者	〒 電 話 ファックス メール		
会員数	男 人、女 人 計 人		
コートの有無	有 ・ 無	種類	面
※賛助口数	口		

年会費16,000円を沿えて加盟を申し込みます。

平成 年 月 日

部門・担当規定（第20条、第21条詳細）

総務企画部門

第1条 総務企画部門に、総務担当と情報担当を置く。

(1) 総務担当

- ・常任理事会、理事会、総会の運営
- ・各種書類のチェック等
- ・各種大会の取材活動
- ・表彰に関すること
- ・協会のその他の担当に属さない事項

(2) 情報担当

- ・ホームページの運営管理
- ・他担当から及び各担当への情報調整
- ・メール運用
- ・加盟団体への情報提供

大会行事部門

第2条 大会行事部門に、大会・審判担当、駿豆リーグ担当、イベント担当を置く。

(1) 大会・審判担当

- ・大会実施要項の制定
- ・本会主催の大会運営
- ・トーナメントディレクター、アンパイヤーの配置
- ・アンパイヤーの育成
- ・ドロー会議の開催
- ・ルール、マナー等の普及
- ・その他大会の開催に関すること

(2) 駿豆リーグ担当

- ・リーグ要項の制定、改廃
- ・リーグ戦ドロー会議の開催
- ・リーグ戦の運営

(3) イベント担当

- ・記念誌等の作成
- ・記念行事の開催
- ・テニスの日の運営
- ・各種講習会の開催

育成強化部門

第3条 育成強化部門に、ジュニア担当、高校生担当、一般担当を置く。

(1) ジュニア担当

- ・ジュニア大会の開催（大会・審判担当との連携）
- ・クリニックの開催
- ・本会所属ジュニアの育成・強化に必要なこと

(2) 高校生担当

- ・高校への指導者派遣
- ・月例会の実施
- ・本会所属高校生の強化に必要なこと

(3) 一般担当

- ・練習会の開催
- ・ナイターリーグの開催

表彰規定

本会所属で、優秀な成績を収めた選手や団体及びその指導者、並びに本会の発展に多大な貢献をされた者や団体に対しての表彰状又は感謝状を贈呈する基準を規定する。

1 対象

(1)表彰対象者は、総会前の理事会において審議し選出する

- ①全国大会以上の大会で活躍した選手、団体（地区予選等の無い全国大会は除く）
- ②静岡県シングルス、ダブルス、ミックスの選手権及び、静岡トーナメントで優勝した選手
- ③本会主催大会で3年連続優勝した選手
- ④全国大会以上の大会に複数年にわたり複数の選手を出場させた実績のある指導者
- ⑤本会発展のために特に功績のあった者
- ⑥その他、理事会において認められた者
- ⑦ドロー数により表彰を見送ることもある

2 表彰状、感謝状及び記念品

- (1)前項の該当者に表彰状または感謝状を贈る
- (2)記念品は理事会において決定する
- (3)この表彰等に必要と認めたときは記念品を添えることができる
- (4)この表彰に不要と認めたときは表彰状を略することができる

3 表彰等の時期

- (1)記念式典又は総会において行う

駿東伊豆テニス協会 組織図

①②③

